

新型コロナ感染症の総合対策

「新型コロナウイルス感染症」は、学校感染症の第二種に該当し、学校保健安全法で出席停止となる感染症です。

出席停止の期間は「発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで」です。無症状の感染者に対する出席停止期間は、検体採取した日から 5 日を経過するまでです。

- ・「発症した後 5 日経過」や「症状が軽快した後 1 日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- ・出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスク着用を励行して下さい。

「濃厚接触者」としての取扱いは、なくなりますので、感染者との同居者や感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナ感染症の感染が確認されていない者については、出席停止とはなりません。

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養するようにして、無理して登校しないようにお願いします。